

## ○福島市景観条例施行規則

平成三十年三月三十日規則第七十八号

福島市景観条例施行規則（平成十三年規則第三十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第一条** この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）及び福島市景観条例（平成三十年条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この規則で使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

（基本計画の縦覧場所）

**第三条** 条例第五条第三項の縦覧は、都市政策部都市計画課において行う。

（基本計画及び景観計画の軽微な変更等）

**第四条** 条例第五条第四項及び第六条第三項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の改正等に伴う用字又は用語の修正その他形式的な変更
- 二 基本計画及び景観計画に記載のある地区又は区域の名称の変更に伴う変更
- 三 景観計画区域の変更のうち、他の市町村との境界の変更により本市の区域から除外される区域を景観計画区域から除外するもの

（事前協議）

**第五条** 条例第十条第一項の協議は、事前協議書（様式第一号）により行うものとする。

（行為の届出）

**第六条** 条例第十三条第一項の規則で定める届出書は、届出書（様式第二号）によるものとする。

2 条例第十三条第二項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、条例第十二条各号に掲げる行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- 一 条例第十二条第一号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書
  - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
  - ロ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
  - ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 条例第十二条第二号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書
  - イ 堆積しようとする物件に係る敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
  - ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
  - ハ 当該敷地内における堆積しようとする物件の位置（当該物件に係る遮へい物がある場合は、その位置を含む。）を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
  - ニ 堆積しようとする物件（当該物件に係る遮へい物がある場合は、当該遮へい物を含む。）の立面図で縮尺五十分の一以上のもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

**第七条** 条例第十四条第三号の規則で定める図書は、別表のとおりとする。ただし、市長は、当該図書のうち添付を必要としないと認めるものの添付を省略させることができる。

（変更届等）

**第八条** 法第十六条第二項の規定による届出は、変更届出書（様式第三号）により行うものとする。

2 条例第十六条第二項の規定による条例第十五条第一号に掲げる事項に変更があつたときの届出は、氏名等変更届出書（様式第四号）により行うものとする。

3 条例第十六条第二項の規定による法第十六条第一項の規定による届出に係る行為を取りやめた

ときの届出は、廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

（適用除外行為）

**第九条** 条例第十七条第二号の規則で定める規模は、次に掲げるものとする。

一 建築物又は工作物の増築又は改築のうち、その行為に係る部分の建築面積又は築造面積が既存の面積の二割以下のもの

二 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、その行為に係る部分の見付面積が既存の見付面積の二割以下のもの

（勧告に係る手続）

**第十条** 市長は、法第十六条第三項の規定による勧告をしようとするときは、勧告書（様式第六号）により行うものとする。

（協議に係る手続）

**第十一条** 市長は、法第十六条第六項の規定による協議を求めるときは、協議書（様式第七号）により行うものとする。

（公表）

**第十二条** 条例第十九条第一項の規定による公表は、福島市公告式条例（昭和二十五年条例第二十五号）第二条第二項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

（適合通知等）

**第十三条** 条例第二十三条に規定する通知は、適合通知書（様式第八号）により行うものとする。

（行為の完了の届出）

**第十四条** 条例第二十四条の規定による届出は、完了届出書（様式第九号）により行うものとする。

（変更命令）

**第十五条** 法第十七条第一項又は第五項の規定による命令は、命令書（様式第十号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の提案）

**第十六条** 法第二十条第一項又は第二項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第十一号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の通知）

**第十七条** 法第二十一条第一項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第十二号）により行うものとする。

（景観重要建造物を表示する標識）

**第十八条** 法第二十一条第二項の標識は、様式第十三号によるものとする。

2 市長は、前項の標識を道路その他の公共の場所から公衆によって容易に確認できる場所に設置するものとする。

（景観重要建造物の現状変更の申請）

**第十九条** 法第二十二条第一項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第十四号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

**第二十条** 法第二十九条第一項又は第二項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第十五号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

**第二十一条** 法第三十条第一項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第十六号）により行うものとする。

（景観重要樹木を表示する標識）

**第二十二条** 法第三十条第二項の標識は、様式第十七号によるものとする。

2 第十八条第二項の規定は、前項の標識の設置について準用する。

（景観重要樹木の現状変更の申請）

**第二十三条** 法第三十一条第一項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第十八号）により行うものとする。

（景観住民協定に定める事項）

**第二十四条** 条例第三十三条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 景観住民協定の名称、目的及び景観住民協定を締結した区域（以下「協定区域」という。）に関する事項
- 二 建築物又は工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項  
その他景観の形成に関する事項
- 三 景観住民協定の有効期限並びに変更及び廃止の手続に関する事項
- 四 その他市長が必要と認める事項  
(景観住民協定の認定の申請)

**第二十五条** 条例第三十四条第一項の規定による景観住民協定の認定を受けようとする者は、景観住民協定認定申請書（様式第十九号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 一 景観住民協定書の写し
- 二 協定区域の位置及び範囲を示す図面
- 三 その他市長が必要と認める書類  
(景観住民協定の認定の要件)

**第二十六条** 条例第三十四条第二項、第四項及び第五項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 協定区域内の土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 景観計画の趣旨に適合したものであること。  
(景観住民協定の内容の変更又は廃止の届出)

**第二十七条** 条例第三十四条第三項の規定による届出は、景観住民協定の内容を変更したときは景観住民協定変更届出書（様式第二十号）に、景観住民協定を廃止したときは景観住民協定廃止届出書（様式第二十一号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 変更する景観住民協定書の写し
- 二 変更する協定区域の位置及び範囲を示す図面
- 三 その他市長が必要と認める書類  
(景観まちづくり団体の認定の申請)

**第二十八条** 条例第三十五条第一項の規定による景観まちづくり団体の認定を受けようとする団体は、景観まちづくり団体認定申請書（様式第二十二号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 一 規約の写し
- 二 構成員の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を示した書類
- 三 その他市長が必要と認める書類  
(景観まちづくり団体の認定の要件)

**第二十九条** 条例第三十五条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 その活動が一定の地域における良好な景観の形成に寄与すると認められるものであること。
- 二 構成員が五人以上であつて、その過半数が当該一定の地域に存する土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者であること。
- 三 当該一定の地域の面積が〇・五ヘクタール以上であること。
- 四 その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。  
(景観まちづくり団体の変更又は解散の届出)

**第三十条** 条例第三十五条第三項の規則で定める事項は、景観まちづくり団体の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地その他認定事項に係る事項とする。

- 2 条例第三十五条第三項の規定による届出は、前項に定める事項を変更しようとするときは景観まちづくり団体変更届出書（様式第二十三号）により、景観まちづくり団体を解散しようとするときは景観まちづくり団体解散届出書（様式第二十四号）により行うものとする。  
(審議会)

**第三十一条** 条例第四十条の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 二 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 四 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。
  - 五 会長は、会議の議長となる。
  - 六 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 七 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 八 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 九 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- (委任)

**第三十二条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
(福島市景観審議会規則の廃止)
- 2 福島市景観審議会規則（平成十三年規則第十一号）は、廃止する。

**別表**（第七条関係）

行為の種類	図書の種類
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	一 計画概要書
	二 各階平面図
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	三 立面図（四面以上）
	四 景観計画適合確認表
開発行爲及び土石の採取、鉦物の掘採その他の土地の形質の変更	一 現況図
	二 景観計画適合確認表
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	一 景観計画適合確認表

事前協議書

年 月 日

福島市長

届出者 住所) 氏名) 印 電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第10条第1項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり協議します。

行為の場所	福島市		
着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 ※特定届出対象行為	用途 ( )	
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物 ※特定届出対象行為	種類 ( )	
		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	目 的	
	<input type="checkbox"/> 土地の形質変更		
<input type="checkbox"/> 物件の堆積			
届出内容に係る照会先	住所) 氏名) 電話番号) [法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び担当者の氏名]		
備考			

備考

- 1 添付図書 別紙に掲げる図書
- 2 提出部数 1部
- 3 行為の種類 該当する□にチェック（塗りつぶし可）

別紙

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	備考
建築物 及び 工作物	計画概要書	・ 建築面積又は築造面積（面積表）	
	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所	
	配置図	・ 方位及び縮尺 ・ 敷地内の届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 ・ 樹木、張り芝等の位置 ・ 屋外に設置する設備及び外構施設の位置 ・ 広告塔又は広告板の位置 ・ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	各階平面図	・ 方位、縮尺及び寸法	
	立面図 (4面以上)	・ 縮尺、寸法及び見付面積 ・ 外壁及び屋根の材料及び色彩（色彩はマンセル値で示す。） ・ 各色彩を使用する面積及び見付面積に対する割合 ・ 広告塔又は広告板の位置及び形状	移転、外観の模様替、色彩の変更の場合は、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影）	カラー写真とする。
	景観計画適合確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの
開発行為 及び 土地の形質変更	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所	
	現況図	・ 方位及び縮尺 ・ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 ・ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	計画図	・ 方位及び縮尺 ・ 行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置 ・ 行為後の土地利用及び緑化の方法	
	計画断面図	・ 行為前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置	
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影）	カラー写真とする。
	景観計画適合確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの
物件の 堆積	付近見取図	・ 方位 ・ 周辺道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所	
	配置図	・ 方位及び縮尺 ・ 集積又は貯蔵の位置 ・ 遮へい物の位置 ・ 写真の撮影の位置及び方向	
	立面図	・ 縮尺及び寸法 ・ 集積又は貯蔵された物品の形状 ・ 遮へい物の種類、形状及び色彩	集積、貯蔵された物品と遮へい物の位置関係を明示すること。
	現況写真	・ 行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影）	カラー写真とする。
	景観計画適合確認表	・ 共通事項 ・ 個別事項	※景観配慮事項に関する市指定のもの

（表面）

届 出 書

年 月 日

福 島 市 長

届出者 住 所)  
氏 名)  
電話番号)

印

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

景観法第16条第1項及び福島市景観条例第13条第1項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

事前協議通知番号	都 第 号	
行為の場所	福島市	
着手予定日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <small>※特定届出対象行為</small>	用 途 ( )
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物 <small>※特定届出対象行為</small>	種 類 ( )
		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為	目 的 } }
	<input type="checkbox"/> 土地の形質変更	
<input type="checkbox"/> 物件の堆積		
届出内容に係る照会先	住 所) 氏 名) 電話番号) <small>[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び担当者の氏名]</small>	
備 考		

(裏面)

		届出部分	既存部分	合計
建築面積・築造面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
高さ		m	m	
外観の修繕・模様替・ 色彩の変更面積		m <sup>2</sup>		
建築物・ 工作物	外観	色彩（基調色）		
	色彩（強調色） ※ある場合別紙添付			
屋根 （建築物のみ）	色彩（基調色）			
	色彩（強調色） ※ある場合別紙添付			
開発行為・土地の形質変更		行為の面積		m <sup>2</sup>
物件の堆積		行為の高さ		m
		行為の面積		m <sup>2</sup>
その他参考となる事項（景観形成を図る上で配慮した事項等）				

備考

- 1 添付図書 景観法施行規則第1条第2項、条例第14条各項及び別表に掲げる図書等
- 2 提出部数 1部
- 3 行為の種類 該当する□にチェック（塗りつぶし可）
- 4 建築面積等 対象規模の判定は棟ごとに算定
- 5 色彩 マンセル値をすべて記入

別紙

見付（各面）の強調色の割合			
		強調色の面積/見付面積	割合
外 壁	面 1	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%
	面 2	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%
	面 3	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%
	面 4	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%
屋 根	面 1	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%
	面 2	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%
	面 3	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%
	面 4	m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup>	%

（表面）

変 更 届 出 書

年 月 日

福 島 市 長

住 所)  
届出者  
氏 名)  
電話番号)

印

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

景観法第16条第2項及び福島市景観条例第16条第2項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

事前協議通知番号	都 第 号	
適合通知番号	都 第 号	
行為の場所	福島市	
着手予定日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 ※特定届出対象行為	用 途 ( )
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物 ※特定届出対象行為	種 類 ( )
		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為	目 的
	<input type="checkbox"/> 土地の形質変更	
<input type="checkbox"/> 物件の堆積		
届出内容に係る照会先	住 所) 氏 名) 電話番号) [法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び担当者の氏名]	
備 考		

(裏面)

行為の内容			届出部分		既存部分		合計	
	建築面積・ 築造面積	変更前		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
変更後			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
高さ	変更前		m		m			
	変更後		m		m			
外観の修繕・模様替・色彩の変更面積	変更前		m <sup>2</sup>					
	変更後		m <sup>2</sup>					
建築物・工作物	外観	色彩 (基調色)	変更前		変更後			
		色彩 (強調色) ※ある場合 別紙添付	変更前		変更後			
	屋根 (建築物のみ)	色彩 (基調色)	変更前		変更後			
色彩 (強調色) ※ある場合 別紙添付		変更前		変更後				
開発行為・ 土地の形質変更	行為の 面積	変更前		m <sup>2</sup>	変更後		m <sup>2</sup>	
物件の堆積	行為の 高さ	変更前		m	変更後		m	
	行為の 面積	変更前		m <sup>2</sup>	変更後		m <sup>2</sup>	
その他参考となる事項（景観形成を図る上で配慮した事項等）								

## 備考

- 1 添付図書 景観法施行規則第1条第2項、条例第14条各項及び別表に掲げる図書等（変更の届出にあつては、当該図書のうち必要なもの）
- 2 提出部数 1部
- 3 行為の種類 該当する□にチェック（塗りつぶし可）
- 4 建築面積等 対象規模の判定は棟ごとに算定
- 5 色彩 マンセル値をすべて記入

別紙

見付（各面）の強調色の割合					
			強調色の面積/見付面積	割合	
外壁	面1	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
	面2	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
	面3	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
	面4	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
屋根	面1	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
	面2	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
	面3	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
	面4	変更前	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%
		変更後	m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>	%

様式第4号（第8条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

福島市長

届出者 住所) 氏名) 印

電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

適合通知番号	都 第 号	
適合通知年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後
届出者の氏名 (法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名)		
届出者の住所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)		

備考

1 提出部数 1部

様式第5号（第8条関係）

廃止届出書

年 月 日

福島市長

届出者 住所)  
氏名) 印

電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

適合通知番号	都 第 号
適合通知年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

1 提出部数 1部

年 月 日

様

福島市長

印

勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、福島市景観まちづくり計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるため、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、福島市景観条例第19条第1項の規定により、その旨及び当該勧告の内容を公表することがあります。

記

行為の場所		福島市
行為の種別		
勸告事項	適合しないと認められる理由	
	とるべき措置	
備考		

年 月 日

様

福島市長

印

協 議 書

年 月 日付けで通知のあった行為については、福島市景観まちづくり計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるため、景観法第16条第6項の規定により、下記の措置について協議します。

記

行為の場所	福島市	
行為の種別		
協議事項	適合しないと認められる理由	
	必要と思われる措置	
備考		

年 月 日

様

福島市長

印

適合通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、福島市景観まちづくり計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められるので、福島市景観条例第23条の規定により通知します。

また、当該通知書の交付をもって、景観法第18条第2項の規定に基づき、行為の着手制限を解除します。

なお、当該届出の内容と異なる事態が生じたときは、速やかに届け出てください。

記

行為の場所	福島市
行為の種類	<input type="checkbox"/> 特定届出対象行為
備考	

様式第9号（第14条関係）

完了届出書

年 月 日

福島市長

届出者 住所)

氏名)

印

電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第24条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。  
なお、届出した内容に変更はありません。

適合通知番号	都 第 号
適合通知年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

備考

- 1 添付図書 完了後の写真（四方から遠景を撮影するとともに、近景として届出内容と対比できるもの）
- 2 提出部数 1部

年 月 日

様

福島市長

印

命 令 書

年 月 日付けで届出のあった行為について、福島市景観まちづくり計画に定められた当該行為についての制限に適合しないので、景観法第17条第1項及び第5項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、命令に従わない場合は、景観法の規定により罰則が課せられることがあります。

記

行為の場所		福島市
行為の種類		
命 令 事 項	適合しないと認められる理由	
	命令の内容	
備 考		(処分期間を延長する場合)

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

福 島 市 長

届出者 住 所)  
氏 名)

印

電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

景観法第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり提案します。

記

建造物の名称	
建造物の所在地	福島市
外観の特徴	

備考

- 1 景観法施行規則第 7 条第 1 項各号に掲げる下記の図書を添付すること。
  - (1) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 1 / 2 , 5 0 0 以上の図面
  - (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
  - (3) 法第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の合意を得たことを証する書類

年 月 日

様

福島市長

印

### 景観重要建造物指定通知書

景観法施行規則第6条の指定の基準及び福島市景観まちづくり計画に定められた指定の方針に適合すると認められるため、景観法第21条第1項の規定により、下記のとおり通知します。  
また、現状変更等が生じた場合には、速やかに届け出ること。

#### 記

指定番号	景観重要建造物 第 号
指定年月日	年 月 日
建造物の名称	
建造物の所在地	福島市
所有者の氏名	
所有者の住所	
外観の特徴	
土地その他の 物件の範囲	

様式第13号 (第18条関係)

福島市指定 景観重要建造物	
名 称	
所 在 地	福島市
指定年月日	年 月 日
指 定 番 号	福島市指定景観重要建造物 第 号
指 定 理 由	

備考 標識の大きさは、縦40cm以上、横50cm以上とする。

様式第14号（第19条関係）

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

福島市長

住所)

申請者

氏名)

印

電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

景観重要建造物の増築等の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	福島市指定景観重要建造物 第 号
指定年月日	年 月 日
建造物の名称	
建造物の所在地	福島市
所有者の氏名	
所有者の住所	
外観の特徴	
土地その他の 物件の範囲	
行為の種類	ア 増築 イ 改築 ウ 移転 エ 除却 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
行為の場所	福島市
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了予定日	年 月 日
行為の設計 又は施行方法	

備考

- 1 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる下記の図書を添付すること。
  - (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図
  - (2) 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺1/2, 500以上の図面
  - (3) 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
  - (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 2 行為の種類のカラムは、該当する記号を○で囲むこと。

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

福島市長

住所)  
届出者  
氏名)

印

電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

景観法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり提案します。

記

樹木の樹種	
樹木の所在地	福島市
樹容の特徴	

備考

- 1 景観法施行規則第12条第1項各号に掲げる下記の図書を添付すること。
  - (1) 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺1/2，500以上の図面
  - (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
  - (3) 法第29条第1項又は第2項の合意を得たことを証する書類

年 月 日

様

福島市長

印

### 景観重要樹木指定通知書

景観法施行規則第11条の指定の基準及び福島市景観まちづくり計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に適合すると認められるため、景観法第30条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

また、現状変更等が生じた場合には、速やかに届け出ること。

#### 記

指定番号	景観重要樹木 第 号
指定年月日	年 月 日
樹木の樹種	
樹木の所在地	福島市
所有者の氏名	
所有者の住所	
樹容の特徴	

様式第17号 (第22条関係)

福島市指定 景観重要樹木	
樹 種	
所 在 地	福島市
指定年月日	年 月 日
指 定 番 号	福島市指定景観重要樹木 第 号
指 定 理 由	

備考 標識の大きさは、縦40cm以上、横50cm以上とする。

様式第18号（第23条関係）

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

福島市長

住所)  
申請者  
氏名)  
電話番号)

印

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

景観重要樹木の伐採又は移植の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	福島市指定景観重要樹木 第 号
指定年月日	年 月 日
樹木の樹種	
樹木の所在地	福島市
所有者の氏名	
所有者の住所	
樹容の特徴	
行為の種類	ア 伐採 イ 移植
行為の場所	福島市
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了予定日	年 月 日
行為の施行方法	

備考

- 1 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる下記の図書を添付すること。
  - (1) 当該行為の施行方法を明らかにする図面
  - (2) 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺1/2, 500以上の図面
  - (3) 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
  - (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 2 行為の種類欄は、該当する記号を○で囲むこと。

景観住民協定認定申請書

年 月 日

福島市長

住所)  
申請者  
氏名) 印  
電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第34条第1項の規定により、景観住民協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称			
協定の区域	福島市	地内	
協定区域内の土地所有者及び建築物等の所有者総数	名	左のうち協定を締結した者の数	名
協定区域の面積	m <sup>2</sup>	左のうち協定を締結した面積	m <sup>2</sup>
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

備考

- 1 次の書類を添付すること。
  - (1) 景観住民協定書の写し
  - (2) 景観住民協定を締結した理由書
  - (3) 景観住民協定を締結した区域を示す図面
  - (4) 区域内の土地及び建築物等の所有者の同意書
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

景観住民協定変更届出書

年 月 日

福島市長

届出者 (住所)  
氏名) 印  
電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第34条第3項の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
協定の名称	
変更事項	変更前
	変更後
変更の理由	

様式第 2 1 号 (第 2 7 条関係)

景観住民協定廃止届出書

年 月 日

福 島 市 長

届出者 (住所)  
氏 名) 印  
電話番号)

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

福島市景観条例第 3 4 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
協定の名称	
廃止の理由	

景観まちづくり団体認定申請書

年 月 日

福 島 市 長

団体の名称)

代表者の住所又は事務所の所在地)

電話番号)

代表者の氏名)

印

福島市景観条例第 35 条第 1 項の規定により、景観まちづくり団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の設立の目的	
現に行っている良好な景観の形成を促進するための活動の内容	

備考

- 1 次の書類を添付すること。
  - (1) 団体の規約
  - (2) 団体の構成員の住所及び氏名を記載した書類
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

景観まちづくり団体変更届出書

年 月 日

福島市長

団体の名称)

代表者の住所又は事務所の所在地)

電話番号)

代表者の氏名)

印

福島市景観条例第35条第3項の規定により、景観まちづくり団体の名称等の変更について、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

景観まちづくり団体解散届出書

年 月 日

福 島 市 長

団体の名称)

代表者の住所又は事務所の所在地)

電話番号)

代表者の氏名)

印

景観まちづくり団体を解散したため、福島市景観条例第35条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

解散の理由	
-------	--